

仕 様 書

1 件名

「IFFT インテリアライフスタイルリビング」出展ブース設営業務委託

2 事業目的

東京の新しい伝統工芸品の製作と国内外への販路開拓を総合的に支援していくことを目的に本年度から事業化された「伝統工芸品の商品開発・普及促進プロジェクト」として国内初の展示会に出展する。

また、東京の伝統工芸品普及促進プロジェクトとして、支援対象事業者及び商品の PR、新規取引先開拓、販路拡大、認知度向上、事業内容周知を推進し、支援対象事業者と来場者間の商談・ビジネスマッチング等を促進することで持続的な成長につなげていく。

3 出展内容

東京の伝統工芸品普及促進プロジェクトのブランドテーマに沿った形で小間装飾、展示スペースの設営をする。新たな商品提案や職人の実演を通して、伝統工芸品の価値を伝え、事業の推進を図る。なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業公式サイト

<http://www.tokyo-craft.jp/>

(1) 展示スペース

①公社借り上げスペース 6小間 (W6.0m×D9.0m×H4.0m=54 m²)

②支援対象事業者 22社 (1社当たり 2.45 m²)

(2) 展示商品

①伝統工芸品普及促進プロジェクト支援対象選定商品

②支援対象商品数 33商品群 (1商品群当たり 1.64 m²) (別紙1参照)

4 業務概要

平成27年11月25日から同年11月27日までの3日間、東京ビックサイトにおいて開催される「IFFT インテリアライフスタイルリビング」の出展に係る一連の準備、ブース設営、撤去およびこれに付随する業務。

5 履行期間

契約確定日の翌日から平成27年12月8日まで

6 履行場所

(公財)東京都中小企業振興公社 (以下「公社」とする) が指定する場所

7 委託項目

(1) 小間装飾デザイン及び施工

(2) 商品の展示及び装飾

(3) 解体撤去

(4) 展示商品及び展示物の搬出入

※詳細は仕様書別紙2「業務内容詳細」を参照のこと

8 提出書類の作成要領

(1) 提案書類内容

- ① ブースイメージパース (2方向あるいは2カット)
 - ② ブースレイアウト図面 (平面図及び立面図)
 - ③ 商品展示プラン及び商品や職人紹介のパネルまたはPOPの提案 (それぞれ1案計2案)
 - ④ 職人の手仕事を解り易く伝える提案 (実演方法の工夫等) (1案)
 - ⑤ その他委託業務における自由提案書 (予算限度内での提案)
 - ⑥ 見積内訳 (消費税及び地方消費税を含む、項目ごとに明細を記載、社名を伏せて記載)
 - ⑦ 実施体制図 (責任者、担当者、外注先を含めた実施体制を記載すること)
 - ⑧ 過去の展示会ブース設営の実績
- (2) 提案書 (自由様式) は原則 A4 版とする。ただし、図面等は必要に応じ A3 版を折り込んでよい。
- (3) 応募者 1 社につき、提案内容は 1 件とする。
- (4) 概算見積書 (自由様式) は必要経費について項目ごとに明細を作成のうえ、総額を算出すること。
見積金額については 450 万円以内で提出すること (消費税込・搬出入費用含む)

9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 情報公開について

振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約 (官公庁との契約や競争入札に適さない契約等) のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

(1) 表項目

契約方法 (競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別 (工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 支払い方法

委託業務完了を確認後、請求書を受領した翌月末までに一括して支払う。

15 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

16 連絡先

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課
伝統工芸品普及促進プロジェクト事務局 馬場・広瀬
電話 03-3251-7881 FAX 03-3251-7888

業務内容詳細

1 小間装飾デザイン

- (1) 事業目的及び出展内容、業務委託の趣旨に適った小間装飾を実施すること。
- (2) プロジェクトブランドテーマ『東京手仕事』を訴求できる提案であること。
- (3) 支援事業者と来場者が回遊しやすい動線設計であること。
- (4) 伝統的工芸品の新たな価値を期待させる、コンテンポラリーな装飾であること。
- (5) 職人の「手仕事」をわかりやすく伝える提案であること（実演など）。
- (6) 小間装飾にふさわしい商談スペースがあること。
- (7) 東京の伝統工芸品（江戸からかみ、江戸簾など）を装飾材料に使用する提案であること。
- (8) 指定する期限までにレイアウト図面を提示し、了承を受けること。
- (9) 小規模な備品の追加やレイアウト変更等に対応すること。
- (10) 振興公社借上げ展示スペースは合計6小間（W6.0m×D9.0m×H4.0m=54㎡）。詳細場所未定。なお、「IFFT インテリアライフスタイルリビング」事務局より決定連絡あり次第、周知。IFFTによる規定「標準装飾と装飾規定」に準じること。
- (11) 最低限以下のものを設置すること
 - ① 視認性とデザイン性の高いブーン名のサイン「東京手仕事」（指定ロゴマーク使用のこと）
 - ② 適切なブース内照明
 - ③ 施錠可能なストックスペース
- (12) 幹線調整および電気使用にかかわる経費は、受託者の負担とすること。（1kwまでは標準装備）
- (13) 必要な数のコンセントを設置すること

2 商品展示スペース

- (1) 支援対象商品（別紙1参照）の魅力と現代価値を伝えるとともに、ブランドテーマに沿った商品展示プランやPOPの提案があること。
※展示台に、小物やガラス製品等壊れやすい物を展示する場合は直接手が触れないなど相応の工夫をすること
- (2) 壁面プレゼンテーション、陳列スペースの提案があること
- (3) 事業者や商品および職人紹介パネル等、商品展示スペースでの提案があること
- (4) 必要に応じて展示カタログやチラシの配布用スタンドを設置すること
- (5) 実演用スペースを設置すること

3 設営及び撤去

- (1) 上記1及び2の設営及び撤去を行うこと
- (2) 展示商品は取りまとめの上、展示物とともに搬出入すること
- (3) 設営及び撤去にあたり、適切な人員を配置すること
- (4) 作業にあたっては安全性に充分配慮すること

4 履行年月日

展示設営日 平成27年11月24日 13時から18時（予定）

※会場内への車両乗入は17時まで

展示撤去日 平成27年11月27日 17時から20時（予定）

※展示会開催予定 平成27年11月25日～11月27日 10時から18時まで
(最終日のみ17時終了)

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。

2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。

4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。

5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。

7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。

8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。

9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。